

県南家畜衛生情報

2023
第93号
令和5年2月21日

主
な
内
容

- 治療で治らない下痢がみられたら、検査をしましょう（牛のヨーネ病）…1
- 定期報告書の提出を忘れずに！ ……2
- 野生イノシシに対する豚熱経口ワクチン散布について ……3
- 家さん飼養者の皆様へ 消石灰による一斉消毒実施中！ ……4



治療で治らない下痢がみられたら、検査をしましょう（牛のヨーネ病）

大家畜課 防疫担当

1 ヨーネ病とは？

- (1) ヨーネ菌が原因となり、反すう獣（牛、山羊、羊等）に下痢を起こす病気です。下痢により、進行的な消瘦や乳量の低下がみられることがあります。
- (2) 予防法や治療法がなく、わが国では「家畜伝染病」に指定されています。
- (3) 感染は哺乳期（6か月齢まで）が多く、成長が進むと感染が成立しにくくなります。また、感染しても直ぐに発症することはせず、感染してから概ね30か月後（ほとんどは6～83か月後）で発症すると推定されています。発症前にも、約6割の牛で間欠的な排菌がみられますが、症状に乏しいため、摘発が難しい病気です。

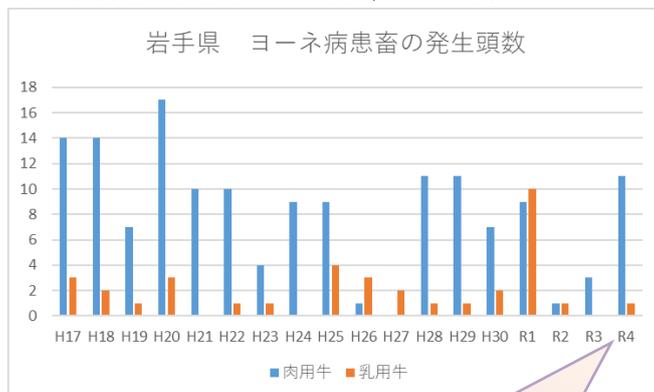


2 対策状況

- (1) 本県では対策のため、1クール5年を設定して、繁殖牛や搾乳牛（ともに1歳以上）を対象とした全頭検査を行っています。乳用牛の検査は平成10年から開始され、既に6クール目の検査を進めているところです。肉用牛では平成20年から開始され、3クール目を終えたところです。
- (2) 遺伝子学的な調査では、県外導入牛を介して本県に侵入した可能性が示されました。県外導入牛については無料で糞便検査を行い、侵入防止を図っています。
- (3) 自己防衛のため、成牛市場や斡旋会等の県内からの導入に際して、自主的に検査する農場も少なからず見受けられます（検体：糞便、手数料：1頭2,300円）。

3 発生状況

- (1) 肉用牛：全頭検査を開始した平成20年度をピークに減少する傾向ですが、断続的に発生がみられています。
- (2) 乳用牛：対策が進み、肉用牛よりも発生が少なく、近年の発生のほとんどは県外導入牛での摘発です。



県南地域
今年度2戸4頭発生

4 各種検査を受けましょう！

- (1) 治療で治らない下痢がみられたら、家畜保健衛生所に相談しましょう。
- (2) 県外から牛を導入する場合、既存牛とは隔離のうえ、糞便検査を行いましょう。
- (3) 1クール5年の全頭検査を必ず受けましょう。

<令和5年度の牛のヨーネ病検査対象>

肉用牛：西和賀町、奥州市（江刺地区のみ）、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町

乳用牛：金ケ崎町、大船渡市、陸前高田市、遠野市（宮守町のみ）

定期報告書の提出を忘れずに！

大家畜課 衛生担当

今年も家畜伝染病予防法に基づき、定期の報告をお願いします。
 家畜別に期限や方法が異なりますので、下表を参考にしてください。
 家畜の飼養をやめた方はご一報ください。



	牛、馬、めん羊、山羊	豚	家きん（鶏など）
提出期限	4月15日（当所に持参する場合、4月17日）		6月15日
報告方法	2月1日時点 の飼養状況を次の様式に記入。 ◆様式A「定期報告書」：必ず提出 氏名、住所、頭数、飼養衛生管理基準チェック表 ◆様式B「添付書類」：変更がある場合に提出 畜舎図面、消毒設備・埋却候補地等		
提出窓口	① 県南家畜保健衛生所 （持参、郵送、FAX） ② 市町、JA、NOSAIの畜産担当 窓口へ持参 ③ 県南家畜市場の相談窓口へ持参		県南家畜保健衛生所 （持参、郵送、FAX）

<こんな時、どうするの？>

Q1：畜舎が複数の場所にあるのだけど、提出は1部だけでいいの？

A1：畜舎が複数の住所に分かれている場合は、それぞれの畜舎毎に定期報告の作成が必要になります。つまり、畜舎が3か所に分散している場合は、3部の提出が必要となります。

Q2：夏場のみ家畜を飼養している。その場合、飼養頭羽数は0として報告でいいの？

A2：2月1日時点では、飼養頭羽数は0ですが、この場合は、夏場に飼養している際の最大飼養頭羽数を記載します。

～担当から～

定期報告について毎年ご協力いただき、ありがとうございます。

飼養衛生管理基準を遵守して、家畜伝染病の発生を予防しましょう。

野生イノシシに対する豚熱経口ワクチン散布について

中小家畜課 中家畜担当

前 92 号でもお知らせしたとおり、県内市町村、県猟友会及び畜産関係団体と連携のもと、令和 4 年 10 月 3 日に「岩手県豚熱対策協議会」を設立し、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布を実施しています。

豚熱経口ワクチンの概要

- ・トウモロコシなどを材料としたビスケット状の餌の中に、豚熱ワクチンを封入したもの
- ・経口ワクチンは、野生イノシシが生息する山林等の地中に埋設
- ・散布した経口ワクチンは、概ね 5 日後に摂食状況を確認



令和 4 年度の散布実績について



●経口ワクチン散布地域*

「野生イノシシで豚熱陽性が確認されている地域及びその周辺地域」（下表）で、野生イノシシの生息圏の地形、地理的条件等を踏まえて設定した 94 地点

県央地域	盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町
県南地域	花巻市、北上市、一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
県北地域	令和 4 年度は、散布地域を設定せず

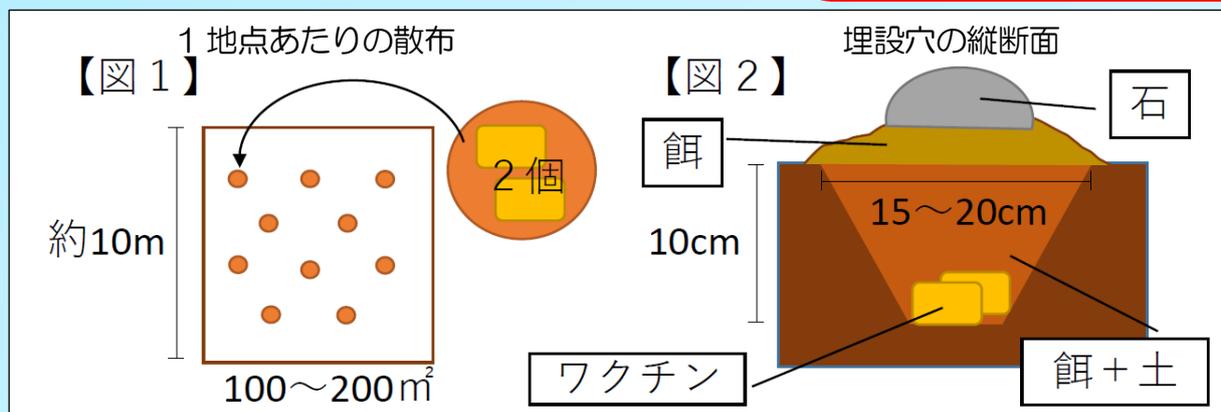
※散布地点は、農場から半径 1 km 以上離れた場所

●経口ワクチン散布時期及び方法

- ・令和 4 年 10 月下旬～12 月（4 週間隔で 2 回）
- ・1 地点 10 か所の土中に各 2 個埋設（図 1、図 2）
- ・5 日経過後、回収（摂食確認）

皆様へのお願い

- 散布場所には看板が掲示され、ワクチンの埋設と調査が行われますので立ち入らないようお願いします。



★令和 5 年度は、経口ワクチン散布地域を広げる予定

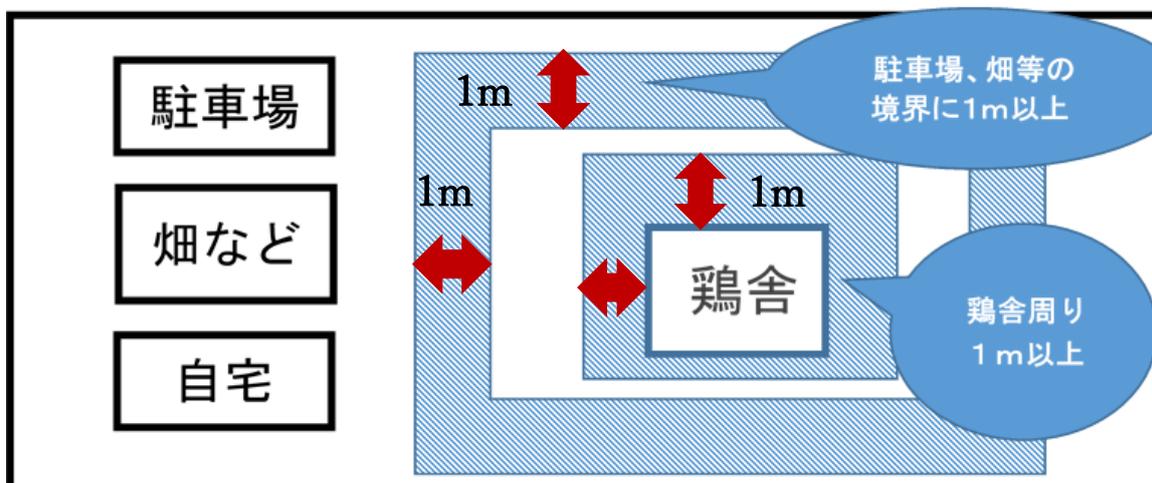
- 県では、**鳥インフルエンザの発生を防止**するため、飼養規模・目的に関わらず、**家きん飼養者の皆様**へ石灰を配布中です。
※養鶏場の皆様には別途お知らせ済です。
- **1回散布相当分の消石灰を配布**します。鶏小屋（鶏舎）など、飼養場所への消石灰の散布をお願いします。
- 配布を希望される方は、小家畜担当までお問合せください。
- お近くに鶏等を飼っている方がいましたら、お声がけをお願いします。

消石灰の撒き方

- 1 鶏舎の周囲と敷地の**周囲1mの範囲**に消石灰を散布しましょう。（図参照）
- 2 **1週間に1回程度**定期的に撒き直しましょう。雨が降ったあとは消石灰の効果が低下します。天候をみて撒き直しましょう。
- 3 **渡り鳥（ハクチョウなど）がいなくなる時期まで**、繰り返し撒き直しましょう。

【使用上の注意】

- ゴーグル、マスク、手袋等を着用し、**目や皮膚に付着しないよう**十分に注意してください。
- 残った消石灰は、袋の口を閉じて、**子供の手が届かないところ**においてください。
- **濡れないところに保管**しましょう。



〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所

Tel 0197-23-3531

Fax 0197-23-3593

岩手県県南家畜衛生推進協議会

Tel 0197-24-5532

Fax 0197-23-6988